日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 12. 22

No.11-054

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

乗員裁判 弁論を集結（結審）

原告側からは原告の原さんと船尾弁護士による意見陳述、被告会社側からは弁護士１名による意見陳述がおこなわれ、結審となりました

判決は 3 月 29 日

12 月 19 日 乗員裁判 速報

「裁判長、経営破綻に何の責任もない私たち 165 人は、理不尽にも解雇されました。『解雇』は“労働者を労働者でなくする”ことです。解雇は、生きる糧を奪う事であり、人間としての尊厳を打ち砕くことです。整理解雇法理に反する解雇が許されてはなりません」

「副操縦士として、防衛庁出身者として、また航空機関士からの職変者の代弁として陳述しました」

原告 原昌一さんによる意見陳述

集会での報告

船尾弁護士

提訴してから約１年、かなりのスピードで走り抜いたのではないかと思います。
解雇直前の大きな営業利益が決して一時的なものでないことを裁判所に理解してもらうことが苦心をしたところです。

大規模な人員削減により計画より206億も多く人件費・固定費を削減した。リスク耐性が高度に強化された経営基盤が出来上がった。会社は解雇の必要性をどう説明、論証するのかという事になったが、会社は揺れ動いてきた。最後にたどり着いたのは、結審直前に４名の学者、研究者の意見書を急遽出してきた。

これは、最終的には裁判所は証拠としては受け取らないという事になりましたが、会社の突然言い出した論理は（銀行団などとの）事前調整型の更生計画では、その後の経営状況がどんなに良くなろうとも（整理解雇法理を適用せずに）計画は遂行されなければならない、解雇も当然ということです。

この１年証拠調べをやってきて急遽たどり着いたのがそこだということです。

会社の右往左往ぶりがよくわかりますが、これは解雇の必要性がどこから見ても論証できないという事の結果だろうとおもいます。

また、公的資金が投入された、株主や銀行に迷惑をかけた、こういう中では働く者たちも整理解雇などの痛みを受け入れて償うのは当然ではないかという議論もありますが、それによって株主や銀行等が救済されるかというとそんなことは一切ない、むしろ職場に戻って再建のために働き、会社の業績を上げていく事によって貢献していくというのが基本的なやり方だということを裁判所も認識してほしいということを申し上げました。

船尾弁護士による意見陳述

山口弁護士

本日、弁論を集結し来年の３月29日14：30に判決言い渡しとなりました。みなさまご苦労様でした。

主張・立証で圧倒してきましたが、最終版になって会社はそもそも整理解雇法理（会社更生中であっても適用される４要件）は適用すべきでないと言い出した。挽回の奇策を打つという事で最終準備書面で急遽あつらえたものと見る事が出来ますが、裁判所は証拠としては却下しました。しかし法律上の見解については裁判所が判断するものと言っています。

そう言う意味では判決までは予断を許さないものがあります。勝利を確実なものにするために更に取り組んでいきたいと思います。

山口乗員原告団長

この１年間、いろいろな場で頑張っている多くの人に出会いました。
これから判決まで力を入れて取り組む事がたくさんあります。みなさんの参加をお願いします。